

川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会(以下「委員会」という。)設置要綱第5条第3項の規定に基づき、川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 分科会は、川内原子力発電所1号機及び2号機の運転期間延長に係る次の各号に掲げる事項について、科学的・技術的検証を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 九州電力株式会社が実施する特別点検及び劣化状況評価
- (2) 九州電力株式会社が策定する施設管理方針
- (3) 前二号に関連し必要な事項

(分科会委員)

第3条 分科会は、知事が指名する委員会の委員及び特別委員で構成する。

- 2 分科会に座長を置き、分科会委員の互選で選出する。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する分科会委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 分科会は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の出席を求め、説明を受けることができる。
- 3 分科会の検討状況は、適宜、委員会に報告する。

(庶 務)

第5条 分科会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

(廃 止)

第6条 分科会は、第2条に定める任務が終了したときは廃止するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。